

「児童手当・特例給付現況届」が原則
提出不要となりました

問 子育て支援課 ☎(55)7118

児童手当を受給している方は毎年6月に「児童手当・特例給付現況届」の提出が必要でしたが、令和4年分より左記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

【現況届の提出が必要な方】

①離婚協議中で配偶者と別居している方
②配偶者からの暴力などにより、住民票の住所が愛西市と異なる方
③支給要件児童の住民票がない方
④法人である未成年後見人、里親の受給者
⑤その他、提出の案内があった方

【変更事項があった方はすみやかに届けてください】

- ①児童を養育しなくなったことにより、対象となる児童がいなくなったとき
 - ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき
 - ③婚姻などにより、一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき
 - ④離婚し、児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
 - ⑤受給者の加入する年金が変わったとき
- ※児童の監護状況に応じて提出する書類が異なります。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。
- ▼届出期間／6月1日(水)～30日(木)
(土・日曜日除く)

※現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▼届出先／子育て支援課および各支所

児童手当・特例給付に所得上限限度額が設けられました

問 子育て支援課 ☎(55)7118

令和4年6月分(令和4年10月支給分)から、児童手当・特例給付の所得制限、支給額は別表のとおりです。

▼所得制限

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額 (令和4年6月分から)	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

※請求者(受給者)本人のみの所得で判定します。
※所得金額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。
※所得から一律8万円を控除します。

【注意】児童手当法の一部改正により、令和4年6月分(令和4年10月支給分)から児童を養育している方の所得が、上表(所得制限の表)の②以上の場合、児童手当(特例給付)は支給されません。児童手当(特例給付)が支給されなくなったあとに所得が②の額を下回った場合、改めて認定請求書の提出などが必要となります。

▼支給額(児童1人・月額)

児童の年齢	児童手当 (所得制限未満の方)	特例給付 (所得制限以上の方)
0歳～3歳 (3歳に到達した月まで)	15,000円	5,000円 ※受給者の所得が①所得制限限度額以上の場合(令和4年5月分まで)。 ※令和4年6月分(令和4年10月支給分)から受給者の所得が②所得上限限度額以上の場合には支給されません。
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	

※「第〇子」とは、養育している高校卒業までの児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)のうち、何番目に当たるかを表しています。
※児童が18歳になった後、最初の3月31日を過ぎると、児童手当制度の対象外となります。

議会6月定例会放映のお知らせ

6月定例会のクローバーTVによる議会放映の日程です。ぜひご覧ください。

会議日	内容	クローバーTV放映日時(〒ソ礼121)
6月7日(火)	一般質問	6月13日(月)午前10時～・午後7時～
6月8日(水)	一般質問	6月14日(火)午前10時～・午後7時～

問 議会事務局 ☎(55)7141